

# 社会福祉法人村上岩船福祉会

## 障害福祉サービス事業（共同生活援助）運営規程

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人村上岩船福祉会が設置するあかね寮（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて共同生活援助計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定共同生活援助を提供するとともに、その効果について断続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定共同生活援助を提供する。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 3 前2項のほか、新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第27号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地（主たる共同生活住居の名称及び所在地をいう。）は、次のとおりとする。

（1）名称 あかね寮

（2）所在地 新潟県村上市大欠10-6

- 2 主たる共同生活住居以外の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 いいのホーム

（2）所在地 新潟県村上市飯野三丁目15-49

みなみホーム1号

新潟県村上市南町二丁目7-57 エンゼルハイムミナミ101号室

みなみホーム2号

新潟県村上市南町二丁目7-57 エンゼルハイムミナミ102号室

### （従事者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従事者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人(兼務)

従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1人(兼務)

共同生活援助計画の作成に関する事務を行うほか、利用申込者の心身の状況の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討等、他の事業所等との連絡調整並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

(3) 世話人 12人(生活支援員2人を含む)

食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

(4) 生活支援員 2人(兼務)

共同生活援助の利用者の介護等を行う。

(5) 事務職員 2人(兼務、うち1人非常勤)

必要な事務を行う。

(入居定員)

第5条 事業所の入居定員(サテライト型住居及び体験利用も含む)は、14人とする。

(指定共同生活援助の内容)

第6条 事業所で行う指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) 共同生活援助計画の作成
- (2) 入浴の介護又は清拭
- (3) 排せつの介護
- (4) 食事の介護
- (5) 利用者と共同で行う調理、洗濯及び掃除等の家事
- (6) 関係機関との連絡調整
- (7) 余暇活動の支援
- (8) 行政機関に対する手続き等の代行
- (9) 健康管理・金銭管理の援助
- (10) その他日常生活上の支援
- (11) 相談及び助言等
- (12) 一時的に体験的な利用者が必要と認められる者に対する全各号に掲げるサービスの提供  
(以下「体験利用」という。)

(支給決定障害者から受領する費用の額等)

第7条 指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第2条第12号に規定する利用者負担額をいう。)の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。

3 前各項の支払いを受ける額のほか、指定共同生活援助において提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、支給決定障害者から徴収し、毎年3月末等に清算し、残金が生じたときは、利用者にその残額を返還するものとする。

(1) あかね寮

(ア) 食材料費 23,000円（月額）（体験利用の場合、400円（1食））

(イ) 光熱水費 13,000円（月額）（体験利用の場合、450円（日額））

(ウ) 日用品費 2,000円（月額）（体験利用の場合、70円（日額））

(エ) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの 実費

(2) いいのホーム

(ア) 家賃 10,000円（月額）（体験利用の場合、400円（日額））

(イ) 食材料費 23,000円（月額）（体験利用の場合、400円（1食））

(ウ) 光熱水費 17,000円（月額）（体験利用の場合、560円（日額））

(エ) 日用品費 2,000円（月額）（体験利用の場合、70円（日額））

(オ) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの 実費

(3) みなみホーム1号、みなみホーム2号

(ア) 家賃 35,000円（月額）

(イ) 食材料費 23,000円（月額）

(ウ) 光熱水費 実費

(エ) 日用品費 実費

(オ) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの 実費

4 前各項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付する。

5 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 入居に当たって利用者は、次の事項に留意しなければならないものとする。

(1) 他の利用者の居室へ許可なく立ち入ってはならない。

(2) 自分の部屋、ホーム内外の整理整頓に努め、常に清潔を心がける。

(3) 身だしなみに気をつける。

- (4) 他の利用者の迷惑となる行動は慎む。
  - (5) 共同生活であることを自覚し、助け合い、協力することを心がける。
  - (6) 喫煙についてはきめられた場所で行い、火の始末に留意する。
  - (7) 施設内に危険物を持ち込んで서는ならない。
  - (8) 共用の物品は丁寧に取り扱い、破損しないよう注意しなければならない。破損した場合は弁償させることがある。
  - (9) 施設内において、政治活動、宗教活動を行ってはならない。
  - (10) 地域生活のルールを守り、住民としての自覚を持つ。
- (緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

(支援体制の確保)

第10条 利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、連携施設を定め、適切な支援体制を確保する。

2 前項の連携施設の種別及び名称は次のとおりとする。

- (1) 障害者支援施設 浦田の里
- (2) 障害福祉サービス事業所 浦田の里(通所)

(非常災害対策)

第11条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第12条 事業所において指定共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

知的障害者

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(秘密保持等)

第14条 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

3 他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又は家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(苦情解決)

第15条 提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

3 利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から5年間保存する。

附 則（平22.3.29）

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2. 社会福祉法人村上岩船福祉会あかね寮運営規程（平成18年3月28日施行）は廃止する。

附 則（平23.3.30）

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平24.3.27）

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平24.7.26）

1. この規程は、議決の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平25.3.25）

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平26.3.27）

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平27.2.25）

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令3.7.28）

1. この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（令4.3.9）

1. この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令6.3.1）

1. この規程は、令和6年4月1日から施行する。